

「公契約条例」

が適用されています。

公契約条例とは・・・

川崎市との契約等に関わるお仕事をした労働者に支払われる[※]**賃金の下限額**を定めることで、従事する労働者の労働環境を整備することにより、質の高い工事や業務を調達していくものです。川崎市では、平成23年4月から条例を施行しています。

※賃金の下限額を条例では「作業報酬下限額」といいます。

対象となる契約・労働者

対象契約

予定価格6億円以上の工事

対象労働者

裏面に記載する職種で
当該契約に係る作業に従事する者

自分の賃金が作業報酬下限額より低いと感じた場合は・・・

- ・自分の作業報酬が記載された台帳を閲覧することができます。
- ・申し出をすることができます。
- ・賃金が作業報酬下限額より低い場合は、差額を受け取ることができます。

申し出先(次のいずれか)

- ・川崎市役所 財政局資産管理部契約課
住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話番号: 044-200-3695 / FAX044-200-9901
- ・受注者である元請事業者

※受注者は、申し出等をしたことを理由とする解雇や請負契約の解除等、不利益な取扱いをしてはならないこととなっております。

特定工事請負契約の作業報酬下限額一覧表（作業1時間当りの額、単位：円）

下記の額は、社会保険料や税額控除前の額ですので、手取りの額ではありません。
（詳しくは、元請業者が保管する台帳にてご確認ください。）

※カッコ内は日額（作業報酬下限額（時給）に8時間をかけた額）

該当	職 種	作業報酬下限額	該当	職 種	作業報酬下限額
	特殊作業員	2,833(22,664)		潜水士	4,619(36,952)
	普通作業員	2,457(19,656)		潜水連絡員	3,231(25,848)
	軽作業員	1,729(13,832)		潜水送気員	3,117(24,936)
	造園工	2,401(19,208)		山林砂防工	3,061(24,488)
	法面工	2,924(23,392)		軌道工	5,165(41,320)
	とび工	3,185(25,480)		型わく工	2,981(23,848)
	石工	3,106(24,848)		大工	2,912(23,296)
	ブロック工	2,856(22,848)		左官	3,061(24,488)
	電工	2,697(21,576)		配管工	2,538(20,304)
	鉄筋工	2,947(23,576)		はつり工	2,856(22,848)
	鉄骨工	2,924(23,392)		防水工	3,129(25,032)
	塗装工	3,322(26,576)		板金工	3,175(25,400)
	溶接工（機械工）	3,640(29,120)		サッシ工	2,879(23,032)
	運転手（特殊）	2,912(23,296)		内装工	3,243(25,944)
	運転手（一般）	2,469(19,752)		ガラス工	2,924(23,392)
	潜かん工	3,458(27,664)		建具工	2,765(22,120)
	潜かん世話役	4,073(32,584)		ダクト工	2,515(20,120)
	さく岩工	3,516(28,128)		保温工	2,583(20,664)
	トンネル特殊工	3,721(29,768)		設備機械工	2,617(20,936)
	トンネル作業員	2,821(22,568)		交通誘導警備員A	1,764(14,112)
	トンネル世話役	3,834(30,672)		交通誘導警備員B	1,582(12,656)
	橋りょう特殊工	3,425(27,400)		電気通信技術者	3,630(29,040)
	橋りょう塗装工	3,549(28,392)		電気通信技術者	2,447(19,576)
	橋りょう世話役	3,959(31,672)		機械設備製作工	2,890(23,120)
	土木一般世話役	2,958(23,664)		機械設備据付工	2,776(22,208)
	高級船員	3,470(27,760)			
	普通船員	2,742(21,936)			



携帯・スマホ版